**解散公告**

当社は、平成二十八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

熊本県阿蘇市一の宮町宮地三〇五四番地二四

有限会社市原経営管理事務所

代表清算人　市原喜美子

**解散公告**

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

熊本県熊本市中央区国府本町一〇―三

株式会社穂武興業

代表清算人　穂本　亮樹

**解散公告**

当社は、平成二十八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

大分県大分市敷戸北町一番一四号

有限会社小林薬局

清算人　小林　陽子

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

沖縄県うるま市石川東恩納一四〇一番地の一

有限会社琉球整備センター

清算人　小谷　良信

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十八年九月六日福井県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

福井県福井市中央一丁目三番三号

福井駅西口中央地区市街地再開発組合

代表清算人　角原　馨

**解散公告（第三回）**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

東京都新宿区南町三三番地二インペリアル牛込台二〇一

医療法人社団朗清会

清算人　和田　恵

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、平成二十八年二月二十五日愛知県知事の命令により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪

諸輪中部土地改良区

清算人　大場　民男

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年二月六日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町井鹿六七一番地

井鹿生産森林組合

清算人　和田　司

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十八年六月五日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年九月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

佐賀県唐津市相知町町切四九二番地

町切生産森林組合

清算人　岩上　繁光

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍秋田県山本郡二ツ井町小繋字神明社下一八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　平泉　貢

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

事務所秋田県能代市南元町二番三六号越前ビル二階　白神ひまわり基金法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大庭　秀俊

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍茨城県日立市多賀町五丁目七番、最後の住所茨城県水戸市文京一丁目一一番六号

被相続人　亡　平山　**隆**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

事務所茨城県水戸市三の丸一丁目一番二五号水戸駅前ビル三〇一いばらき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　有馬　慧

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県春日部市粕壁東一丁目六二七四番地二、最後の住所埼玉県春日部市中央一丁目五三番地七ロイヤルハイツ春日部二一一号

被相続人　亡　吉川　豊子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

埼玉県春日部市中央一丁目一五番一号

マック春日部コート六〇一

相続財産管理人　弁護士　北川　友則

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍熊本県玉名市天水町部田見二五六六番地、最後の住所千葉市稲毛区宮野木町八一八番地八

被相続人　亡　佐々　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号

羽田ビル二階本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍千葉県匝瑳市東小笹三〇〇九番地、最後の住所千葉県匝瑳市東小笹一五五〇番地

被相続人　亡　渡邊　常雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年九月二十六日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号

羽田ビル二階本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　三浦　亜紀

**第44期決算公告**

平成28年8月30日

千葉県市川市高谷新町6番地2

**株式会社市川アストモスターミナル**

代表取締役社長　北沢　克豊

**貸借対照表の要旨**（平成28年6月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 62,995 |
| | 固定資産 | 1,177 |
| | 合計 | 64,172 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 21,419 |
| | 固定負債 | 5,730 |
| | 株主資本 | 37,023 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 27,023 |
| | 利益準備金 | 400 |
| | その他利益剰余金 | 26,623 |
| | （うち当期純利益） | (5,236) |
| | 合計 | 64,172 |